

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No. 3868 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2025. 9. 8

- ・ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置に御協力いただいた自衛隊への
農林水産大臣感謝状の交付について…………… 265
- ・ 動物用医薬品副作用報告（令和7年7月）…………… 266
- ・ 各班便り（粗飼料対策班）…………… 268
- ・ 家畜衛生レポート（京都府）…………… 269

☆高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置に 御協力いただいた自衛隊への農林水産大臣感 謝状の交付について

（令和7年8月27日付けプレスリリース）

○令和6年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に関し、迅速かつ円滑な防疫措置にご協力いただいた、陸上自衛隊の皆様に対して、農林水産大臣感謝状を交付いたします。

令和6年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザは、令和6年10月に国内1例目が確認されて以来、累計で14道県51事例発生し、約932万羽が殺処分の対象となりました。

陸上自衛隊の皆様の御協力により、迅速かつ円滑な防疫措置を実施することができました。

多大なる御貢献をいただいた陸上自衛隊の皆様の御功績を讃えるとともに、感謝の意を表します。

感謝状の交付先（12機関）

	関係機関名（所在地）
1	陸上自衛隊東北方面特科連隊（岩手県滝沢市）
2	陸上自衛隊第1施設団（茨城県古河市）
3	陸上自衛隊施設学校（茨城県ひたちなか市）
4	陸上自衛隊武器学校（茨城県稲敷郡阿見町）
5	陸上自衛隊第1空挺団（千葉県船橋市）
6	陸上自衛隊高射学校（千葉県千葉市）
7	陸上自衛隊需品学校（千葉県松戸市）
8	陸上自衛隊第30普通科連隊（新潟県新発田市）
9	陸上自衛隊第35普通科連隊（愛知県名古屋市）
10	陸上自衛隊第13偵察戦闘大隊（島根県出雲市）
11	陸上自衛隊第304施設隊（島根県出雲市）
12	陸上自衛隊第8普通科連隊（鳥取県米子市）

☆動物用医薬品副作用報告（令和7年7月）

(1/2)

産業動物における動物用医薬品副作用に関する報告（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10）

製品名	エンテリコリックス
製造販売業者名	ベーリンガーインゲルハイムアニマルヘルスジャパン株式会社
動物種	豚
発現動物数／投与動物数	3 / 9
性	メス
年齢	1歳～5歳
投与前の健康状態	良好
以前の使用歴	あり
以前使用時の副作用の有無	なし
投与量	2mL
投与方法	筋肉内注射
投与日	R7.3.25
副作用発現日	R7.5.1
副作用の種類	食欲不振、死亡
治療の有無	無処置
転帰	死亡
担当獣医師による評価	因果関係は不明。
製造販売業者による評価	使用上の注意に記載のとおり、本剤の注射後に元気・食欲の減退が認められる場合があるものの、通常は直後に認められ、一過性で回復する。今回の症例は本剤2回目接種から約1カ月後の分娩まで体調に問題がなかったものの、分娩後6～11日目に食欲低下を認め、その後3～4日で死亡している。初回接種時には注射後に異常は見られず、2回目の本接種後も1カ月以上順調であったことから、本剤が副作用に関与している可能性は低いと考えられるが、他の原因は特定できていない。なお、本剤とは関連のない疾病が農場内で発生している可能性があるため、現在調査中とのことである。

☆動物用医薬品副作用報告（令和7年7月）

(2/2)

産業動物における動物用医薬品副作用に関する報告（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10）

製品名	ポーシリス PCV M Hyo	ポーシリス PCV M Hyo
製造販売業者名	MSD アニマルヘルス株式会社	MSD アニマルヘルス株式会社
動物種	豚	豚
発現動物数／投与動物数	100 / 1000	60 / 800
性	混在	混在
年齢	21日	21日
投与前の健康状態	普通	普通
以前の使用歴	なし	なし
以前使用時の副作用の有無	なし	なし
投与量	2mL	2mL
投与方法	筋肉内注射	筋肉内注射
投与日	R6.3.1～R6.3.31	R6.7.1～R6.8.31
副作用発現日	R6.3.1	R6.7.31
副作用の種類	死亡、有効性の欠如	死亡、有効性の欠如
治療の有無	不明	不明
転帰	死亡	死亡
担当獣医師による評価	因果関係は不明。	因果関係は不明。
製造販売業者による評価	垂直感染等の要因により、豚がワクチンに対する免疫を獲得する前にPCVに感染した可能性が疑われる。したがって当該製品以外の要因も考えられ、因果関係は不明と判断する。	垂直感染等の要因により、豚がワクチンに対する免疫を獲得する前にPCVに感染した可能性が疑われる。したがって当該製品以外の要因も考えられ、因果関係は不明と判断する。

☆各班便り (粗飼料対策班)

畜水産安全管理課の粗飼料対策班は、飼料安全基準班、飼料検査指導班、愛玩動物用飼料対策班に次ぐ第四の班として、平成24年4月に設置されました。当班が設置されてはや13年が経過し、粗飼料対策班という班名から業務内容のイメージがわきにくいことから、現在の当班の主な業務について改めて簡単に紹介いたします。

もともと当班が設置されたのは、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の汚染により、稲わらなど国産の粗飼料等の放射性セシウム等の対策が必要となったことからです。放射性セシウムは筋肉にも蓄積しやすいため、放射性セシウムに汚染された飼料が家畜等に給与されると肉に残留して、食品での基準値を超える可能性があります。このため、飼料においては、牛、馬、豚、家きん及び養魚用飼料に放射性セシウムの暫定許容値が設定されており、現在でも牧草や飼料作物、食品において牛肉などの畜産物でモニタリング検査が実施されています。

なお、セシウム137の物理的半減期（元の放射性物質の数が半分に減る時間）は約30年です。震災当時の稲わら等は放射性セシウムに汚染されている可能性がありますので、いつのものかわからない稲わらなどは家畜等に給与しないよう適正な管理をお願いします。

また、BSEに関する飼料規制を担当しています。平成13年9月に日本でBSEが初確認され、動物由来たん白質を含む飼料については、牛・豚等への使用を規制していました。その後、科学的知見や飼料利用のニーズを踏まえて規制を慎重に解除しており、令和6年10月には牛肉骨粉等の鶏・豚への利用を解除しました。

今後は、現在、食品安全委員会においてBSEの国内対策の見直し（SRMの範囲）の検討が行われていることから、その議論の結果を踏まえた検討を行っていきたいと考えています。

続いて、エコフィード（食品製造副産物等を利用して製造された飼料）の安全確保です。平成13年5月に食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）が施行され、醤油粕や焼酎粕などの食品製造副産物、売れ残った食品、調理残さなどを飼料や肥料への再生利用が促進されています。一方で、これらの資源を利用する場合は、給与された家畜や、その家畜から生産された畜産物の安全を確保することも重要です。このため、平成18年8月に異物混入やBSE、細菌、ウイルス等病原微生物による汚染対策の観点からエコフィードの安全確保のためのガイドラインを策定しました。近年では、アフリカ豚熱の日本への侵入リスクが高くなってきていることや、日本で豚熱が拡大していることから、令和2年度から豚に給与されるエコフィードについては、国際獣疫事務局（WOAH）の加熱処理基準に準じた基準を満たすことを条件として新たなガイドラインを策定しました。都道府県の皆様には、エコフィードを供給する事業者に加熱処理基準などの遵守状況について、その調査及び指導に御協力いただいていること感謝申し上げます。

そのほかでは、国産飼料の安全確保があります。令和7年4月の新たな食料・農業・農村基本計画において、国産飼料の生産・利用拡大、リスク要因の多様化に応じた飼料の安全確保を行っていくこととされています。このうち、飼料用とうもろこし子実のかび毒については、令和5年3月に通知を発出し、かび毒の汚染防止・低減対策を行っていただいていたところです。

今般、令和7年7月30日付けで新たな通知（飼料

用とうもろこし子実のかび毒汚染防止・低減対策のための実施指針及び留意事項について）を発出しました。本通知では、遵守いただきたい留意事項として、搾乳牛等に飼料用とうもろこし子実を給与する場合には、とうもろこし中のアフラトキシンB₁の濃度が飼料安全法の通知で定めた管理基準（0.02 mg/kg）を超えないことを確認してから、搾乳牛等に給与することが盛り込まれています（対象は、耕種農家と畜産農家が相対取引等している場合や、畜産農家が自ら生産して搾乳牛に給与する場合）。

アフラトキシンB₁は発がん性が最も高い物質です。アフラトキシンB₁に汚染された飼料が搾乳牛等に給与されると、家畜の体内でアフラトキシンM₁に代謝されて大部分は糞尿に排出されますが、乳にも含まれることが知られています。乳中のアフラトキシンM₁には、食品衛生法で基準が設定されており、この基準を超えないことが必要となることから、搾乳牛等に飼料用とうもろこし子実を給与する場合は、アフラトキシンB₁の濃度を確認することが重要となりますので、御理解のほどお願いいたします。

今後も、国産飼料の生産・利用拡大の中、飼料の生産者や使用者、消費者に国産飼料の信頼を損なうことがないよう、飼料の安全確保に努めていきたいと考えていますので、関係者の皆様も御理解・御協力のほどお願いいたします。

☆家畜衛生レポート（京都府より）

京都府山城家畜保健衛生所

1 はじめに

京都府では、京都・山城、南丹、中丹及び丹後地域に4か所の家畜保健衛生所を設置しており、今回は山城家畜保健衛生所の概要について紹介します。

2 管内の概要

当所が管轄する京都・山城地域は、京都府の最南端に位置し、政令指定都市である京都市を含む8市7町1村からなり、その面積は約1,382km²で府全体の30.0%、人口は約2,136千人で全体の84.5%を占めています。また、周囲は三重県、滋賀県、奈良県及び大阪府と接し、JR、大手私鉄3社による鉄道網が形成されており、加えて、自動車専用道路の延伸により、交通・物流の要衝となっています。

管内は、世界遺産でもある京都市、宇治市の文化財を目当てに、世界中から多くの観光客が訪れます。また、全国的に有名な宇治茶や京野菜、品質の高いタケノコの生産地でもあり、丘陵地や山地には、茶畑や竹林が広がる緑豊かな地域です。

畜産農家は、都市化や高齢化に伴い各畜種とも年々減少傾向にありますが、採卵養鶏場では鶏卵の直接販売、酪農場では牛乳やヨーグルトの自社加工・販売等、大消費地に近い利点を生かした経営を展開しており、近年では若い担い手による新規農場も見られるようになっていきます。

また、競走馬関連施設や乗馬クラブ、大学馬術部等、馬の飼養が多く、蜜蜂の飼育も盛んです。豚については、養豚業を営む農家がなくなった反面、愛玩動物としてマイクロブタ等を飼う人が増えており、豚の防疫業務は以前に比べて様変わりしています。

畜産関連施設は、と畜場、孵卵場、牛乳処理場、液卵加工場のほか、食鳥処理場が複数あり、畜産物の加工や流通が活発に行われています。

更に、当所管内の特徴として飼育動物診療施設が232施設、動物用医薬品販売業が91店舗、医療機器販売・貸与業が75営業所あり、獣医事・薬事の関係事務及び指導も当所の重要な業務となっています。

3 組織体制

業務課及び防疫課の2課で構成され、職員は所長以下7名で、うち獣医師6名、事務職員1名です。

4 最近の業務の紹介

(1) 高病原性鳥インフルエンザ対策

近年の国内における高病原性鳥インフルエンザ続発を受け、京都府では予防対策の更なる徹底を図っています。令和5年シーズンは、10月から4月までの7か月間で100羽以上の家きんを飼養する農場を毎月1回以上巡回しており、当所は管内15戸の農場を延べ105回巡回し、防鳥ネット等野生動物侵入防止対策の点検や消石灰散布による消毒等の指導を行うとともに、学校等を含む100羽

未満飼養の小規模家きん飼養者に対しても、市町の協力を得て、7月から11月にかけて全128戸を巡回し、発生予防対策の確認・指導を行いました(図1)。

加えて、少しでも発生リスクを下げるため、10月以降養鶏場の600m以内にあるすべてのため池の管理者等に協力を依頼し、管内市町の協力のもと6か所は落水を行い、2か所については防鳥テープを設置する等の渡り鳥飛来防止対策を実施しています。(図2)。

また、発生に備えた危機管理として、現地対策本部が設置される京都府山城広域振興局と連携し、発生時の緊急連絡体制、役割分担、初動対応等の調整と確認を行うとともに、農場で本病を疑



図1 小規模家きん巡回



図2 防鳥テープを張り巡らせたため池



図3 農場前線基地設営訓練



図5 食肉処理施設の豚熱防疫対応研修会



図4 消毒ポイント訓練

う事例が発生した際に家畜防疫員の指示で防疫措置の準備を行う「農場前線基地班」の防疫演習及び車両消毒ポイントで関係車両の消毒を行う「消毒ポイント基地班」の防疫演習を実施しました(図3、4)。

そのほか、管内の府内唯一の液卵加工場についても、鳥インフルエンザ発生時に制限区域に入った場合の業務再開要件の実施状況について確認し、再開後の遵守事項を指導するなど、万一の発生時に備えています。

(2) 食肉卸売市場における口蹄疫等伝染病対策

京都市が開設すると畜場併設の食肉卸売市場

は、卸売市場法に定める中央卸売市場であり、全国各地から牛が年間約1万頭、豚が年間約2万頭搬入されるとともに多種多様な関係車両や人が出入りする家畜防疫上重要な施設であるため、当所では市場関係組織と連携して、口蹄疫等伝染病対策に取り組んでいます。

この食肉卸売市場では、平成26年7月に市場長を委員長とし、市場管理、市場運営、と畜検査機関等の市場関係組織と当所で構成する「口蹄疫等伝染病対策委員会」を発足しており、平成27年5月には、口蹄疫対策を中心とした事前準備と調整、衛生管理区域の確保、国内及び市場内での本病発生時の各組織の役割と防疫対策を定めた「口蹄疫等伝染病対策実施要領」を策定しています。以降、市場関係者を対象に本病等の正しい知識の習得を目的とした研修会や市場内で本病を疑う家畜が発見された際の情報伝達、指揮命令、まん延を防止するための初動対応について防疫演習を繰り返し行っており、令和5年度は、食肉処理施設での防疫経験のある県の職員を講師にお招きし、と場での豚熱発生時の防疫措置についてご講演をいただきました(図5)。

(3) 畜産振興対策

飼料価格の高騰や担い手不足等、厳しい畜産情

勢の中、京都府では市町村や農協等の関係機関と連携し「京の畜産応援隊」を結成し、各種支援事業の活用に係る伴走支援や担い手の確保・育成から定着、経営の安定までを一貫して支援するための体制を構築しています。

京都・山城地域では、当所所長を隊長として、管内農家の経営改善指導、補助金申請事務の支援を中心とした活動を実施しています。特に補助金申請の事務に不慣れな農家からは、「大変助かる」と好評を得ています。

5 おわりに

当所は職員数が7名の小さな職場ではありますが、今後も関係機関と連携して地域の家畜防疫、畜産振興に努めていきたいと考えています。

通 信

8月29日、農林水産省は令和8年度予算の概算要求を公表しました。省全体としては、新たな食料・農業・農村基本計画や米をめぐる情勢を踏まえた農業構造転換集中対策や食料安全保障の強化などに向けた政策を推進し、農林水産業の持続的な成長を実現するための予算となっておりますが、畜水産安全管理課関連では、飼料や動物用医薬品の安全性確保に向けた科学データの収集分析やリスク管理措置の基礎となる管理手法の検討、AMR対策に261百万円（前年比52百万円増）、動物用医薬品等の実用化やワクチンの開発促進など安定供給の推進に102百万円（同19百万円増）、産業動物獣医師の確保や技能向上、遠隔診療の推進等の獣医療提供体制整備の推進に334百万円（同61百万円増）、水産防疫対策の推進に101百万円（同18百万

円増）などを要求しています。畜水産物の安全確保の着実な実施、昨年策定したワクチン戦略を踏まえた対応の推進、産業動物獣医師の確保などの諸課題に適切に対処するため、財務当局に課題の重要性や対策についてしっかりと説明し、必要な予算の確保に取り組んでまいります。

毎週月曜日発行

家 畜 衛 生 週 報

編集・発行：農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1